

一般廃棄物処理業務 仕様書

本仕様書は、尾鷲総合病院から排出される一般廃棄物の収集・運搬及び処分の業務委託に関する事項を示したものであり、その内容は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び、その他関係法令等に基づくものである。本仕様書は、大要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、尾鷲総合病院(以下、発注者)、本業務を請負する者(以下、受注者)協議の上解決するものとする。

1. 事業名

一般廃棄物処理業務

2. 委託業務内容

尾鷲総合病院施設内ゴミ集積場所に集積された一般廃棄物の積み込み、運搬及び処分の一切

3. 履行期間

令和8年4月 1日から令和9年3月31日

4. 業務履行場所(排出事業所の所在地)

三重県尾鷲市上野町5番25号

5. 一般廃棄物の処理

一般廃棄物

収集回数 可燃物・・・毎日収集(土・日・祝日を除く)

不燃物・・・適時収集(土・日・祝日を除く)

排出予定数量・・・一般廃棄物

可燃物	可燃物	101, 604kg
	オムツ	90, 522kg
	生ごみ等	11, 676kg
不燃物	缶	336kg
	ビン	221kg
	ペットボトル	616kg

6. 収集・運搬条件

- ①尾鷲市の許可を受けて、許可を受けた車両で運搬を行うこと
- ②運搬に使用する車両は、任意の自動車保険に加入し、運搬中の事故対策に万全を期するものとする

7. その他

- ①ゴミの搬出運搬・処分は関係法令等を遵守して行うこと
- ②ゴミの収集運搬中は患者等の安全に十分配慮し、発注者と十分協議し承諾を受けて実施すること
- ③ゴミの集積場所は、搬出時に清掃等を行い環境美化に努める
- ④ゴミ運搬中に飛散のなきよう荷養生を行うこと
- ⑤業務中の危険防止対策を十分に行い、また、作業者への安全教育を徹底し、労働災害がないように努めること

8. 支払について

毎月末に請求し、翌月末日までに支払うこととする

※入札価格は、1年当たりの消費税抜きの価格で記入して下さい。